平成２５年５月１３日

各　位

会 社 名　　株 式 会 社　岩 手 銀 行
代表者名　　取締役頭取　高 橋 真 裕
（コード番号　８３４５　東証第一部）
問合せ先　　執行役員 総合企画部長
兼広報ＣＳＲ室長
三 浦　茂 樹
（ＴＥＬ　０１９－６２３－１１１１）

役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬型ストックオプションの導入について

株式会社岩手銀行（頭取　高橋真裕）は、平成２５年５月１３日開催の取締役会において、経営改革の一環として役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、株式報酬型ストックオプション制度の導入に関する議案を、平成２５年６月２１日開催予定の第１３１期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．目的

経営改革の一環として役員報酬制度を見直し、取締役の報酬と株式価値との連動性を強め、業績向上および企業価値向上に対する貢献意欲や株主重視の経営意識を一層高めることを目的とするものであります。

２．内容

（１）役員退職慰労金制度の廃止

現行の役員退職慰労金制度を、平成２５年６月２１日開催予定の定時株主総会終結の時をもって廃止し、当該定時株主総会によって再任される取締役および当該定時株主総会後も引続き在任する監査役に対し、在任期間に応じた退職慰労金の打ち切り支給を行うこと、ならびに当該定時株主総会において退任する取締役について退職慰労金を贈呈する旨の議案を当該定時株主総会に諮ることといたします。

なお、打ち切り支給の時期につきましては、各人の役員退任以降とすることを予定しております。

（２）株式報酬型ストックオプションの導入

取締役の報酬と株式価値との連動性を強め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、業績向上および企業価値向上に対する貢献意欲や株主重視の経営意識を一層高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）に対する株式報酬型ストックオプション（権利行使価額を１株当たり１円に設定した新株予約権）を導入いたします。

当行の取締役に対する株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容は別紙のとおりといたします。

なお、社外取締役および監査役の報酬については、役員退職慰労金制度の廃止に加え、役員賞与も廃止し、確定金額報酬のみといたします。

以　上

【本件に関するお問い合わせ先】
岩手銀行秘書室　熊谷　ＴＥＬ：０１９（６２４）７０６６

別　紙

当行取締役（社外取締役を除く）に対して発行するストックオプション（新株予約権）の内容

１．新株予約権の総数

300個を、各事業年度に係る当行定時株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とする。

２．新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、本議案の決議日（以下「決議日」という。）後、当行普通株式につき、株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる１株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、当行が合併、会社分割または株式交換を行う場合、およびその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当行は取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当行普通株式30千株を、各事業年度に係る当行定時株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

３．新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズモデル」により算定された新株予約権の公正価額を払込金額とする。

なお、新株予約権の割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当行に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺するものとする。

４．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る株式１株当たりの行使価額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

５．新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内で、当行取締役会で定める期間とする。

６．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。

７．新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使するものとする。

８．新株予約権のその他の内容等

上記１．から７．の細則および新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当行取締役会において定めるものとする。

（ご参考）役員報酬制度の新旧比較

対象者 ／ 新旧	取締役（社外取締役を除く）	社外取締役および監査役
現行報酬制度	報酬＝月額報酬＋賞与＋退職慰労金	同左
新報酬制度	報酬＝月額報酬＋賞与＋株式報酬型ストックオプション	報酬＝月額報酬

以　上